

条 例 の 概 要

議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号）

・幸手市税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）が一部改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）されたこと等に伴う所要の改正

(1) 定額減税に伴う個人住民税の特別税額控除に係る規定の整備

ア 令和 6 年度分の個人住民税に限り、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族一人につき 1 万円を乗じた金額を所得割額から控除するもの。ただし、その者の令和 6 年度分の個人住民税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下である場合に限る。

（附則第 7 条の 5 関係）

イ 特別税額控除の実施方法及び納税通知書への記載に関する規定を追加したもの

（附則第 7 条の 6 から第 7 条の 8 までの規定関係）

ウ 特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、上場株式等の配当所得、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定を追加したもの

（附則第 16 条の 3 から第 17 条まで、附則第 18 条、附則第 19 条及び附則第 20 条から第 20 条の 3 までの規定関係）

(2) 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置における申告の見直し

新築の認定長期優良住宅（マンション等区分所有の住宅）に係る固定資産税の税額の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとしたもの

（附則第 10 条の 3 関係）

(3) 令和 6 年能登半島地震災害における個人住民税の雑損控除額等に係る特例規定の整備その他地方税法の一部改正に伴う所要の改正

2 施行期日

令和6年4月1日

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）
・幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、地方税法（昭和25年法律第226号）が一部改正（令和6年4月1日施行）されたことに伴う所要の改正

(1) 項ずれに伴う引用条項の整理

（附則第3項、附則第4項、附則第6項及び附則第19項関係）

(2) その他地方税法の一部改正に伴う所要の改正

2 施行期日

令和6年4月1日

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）
・幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布され、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）が一部改正（令和6年4月1日施行）されたことに伴う国民健康保険税の減額に係る軽減判定の改正

(1) 5割軽減の判定所得の算定の際に被保険者等数に29万円を乗じて算定していたが、これを29万5,000円とするための改正

軽減区分	軽 減 判 定 所 得 額
5割軽減	$43万円 + \underline{29万円} \times \text{被保険者等数} + 10万円 \times (\text{一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数} - 1)$
	↓

	$43\text{万円} + 29\text{万}5,000\text{円} \times \text{被保険者等数} + 10\text{万円} \times (\text{一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数} - 1)$
--	---

(第21条第1項第2号関係)

- (2) 2割軽減の判定所得の算定の際に被保険者等数に53万5,000円を乗じて算定していたが、これを54万5,000円とするための改正

軽減区分	軽減判定所得額
2割軽減	$43\text{万円} + 53\text{万}5,000\text{円} \times \text{被保険者等数} + 10\text{万円} \times (\text{一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数} - 1)$
	↓
	$43\text{万円} + 54\text{万}5,000\text{円} \times \text{被保険者等数} + 10\text{万円} \times (\text{一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数} - 1)$

(第21条第1項第3号関係)

2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和6年4月1日

- (2) 適用区分

改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条 例 案 の 概 要

議案第40号 幸手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の一部改正に伴う所要の改正

- (1) 個人番号を利用して他の行政機関等と情報連携できる事務及び情報を個々に規定していた「法別表第2」の廃止に伴い、法において、情報連携できる事務を「特定個人番号利用事務」、情報連携により照会・提供できる情報を「利用特定個人情報」と新たに定義されたことから、条例においても、これらの用語の定義規定を追加するもの

（第2条関係）

- (2) 法別表第2の廃止に伴い、同表を引用している箇所について、次のとおり引用する用語を改めるもの

「法別表第2の第2欄に掲げる事務」→「特定個人番号利用事務」

「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」→「利用特定個人情報」

「当該特定個人情報」→「当該利用特定個人情報」

（第4条及び別表第2関係）

2 施行期日

公布の日

議案第41号 幸手市税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が公布され、地方税法（昭和25年法律第226号）が一部改正されたことに伴う所要の改正

- (1) 公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴う所要の改正

ア 個人住民税の寄附金税額控除に関する規定の整備

公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなものを除く。）について、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、寄附金控除の対象とするもの

（第34条の7関係）

イ その他公益信託制度改正に伴う所要の改正

（附則第4条の2関係）

- (2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）の一部改正に伴う引用条項の整理

（第56条関係）

2 施行期日

- (1) 上記1内容(2)の改正規定

令和7年4月1日

- (2) 上記1内容(1)の改正規定

公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

議案第42号 幸手市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

1 内 容

放課後児童クラブについて、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理を可能とするために必要な規定の整備

- (1) 管理運営に関する規定の整備

これまで幸手市放課後児童クラブ設置条例第4条の委任規定により規則で定め、運用していた管理運営に関する規定（休室日、開室時間、入室児童、入室の申請及び承認決定等）を条例事項として定めるもの

（第4条から第8条までの規定関係）

(2) 保育料に関する規定の整備

区分	保育料（月額）
小学校第1学年～第3学年	8,700円
小学校第4学年～第6学年	7,700円

（第10条及び別表第2関係）

(3) 指定管理者による管理その他付随する事項に関する規定の整備

ア 指定管理者に行わせる業務等について定めるもの

（第13条関係）

イ 指定管理者に児童クラブの利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができるようにするとともに、指定管理者が保育料の範囲内で定める利用料金について、市長の承認を受けるよう義務付けるもの

（第14条関係）

ウ その他指定管理者による管理に関し必要な規定を整備するもの

(4) その他保育料の減免等放課後児童クラブの管理に関し必要な規定の整備

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日。ただし、附則第2項の規定（準備行為）については、公布の日

(2) 準備行為

入室の承認及び指定管理者の指定並びにこれらに係る手続その他この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。